



新潟県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 25 日 (火)
号 外
第 10 号

目 次

規 則

○新潟県行政組織規程の一部改正..... 1

規 則

新潟県規則第19号

新潟県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 7 年 3 月 25 日

新潟県知事 福 田 富 一

新潟県行政組織規程の一部を改正する規則

新潟県行政組織規程（昭和39年新潟県規則第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																		
（課、室、班及び担当） 第 9 条 新潟県部局設置条例に定める各部局（以下「各部局」という。）の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。 （1）総合政策部 <table><tr><th>課・室名</th><th>班・担当名</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>デ ジ タ ル 戦 略 課</td><td><u>デジタル社会推進担当、デ ジタルマーケティング担当</u></td></tr><tr><td>広 報 課</td><td>広聴担当、広報担当 _____</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> （2）略 （3）生活文化スポーツ部 <table><tr><th>課・室名</th><th>班・担当名</th></tr><tr><td>県民協働推進課</td><td>企画調整担当 _____</td></tr><tr><td>文化振興課</td><td>略</td></tr><tr><td><u>文化と知の創造拠 点整備室</u></td><td><u>整備推進担当</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> （4）略 （5）環境森林部 <table><tr><th>課・室名</th><th>班・担当名</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>自 然 環 境 課</td><td>自然公園担当、<u>野生生物・ 鳥獣対策班</u></td></tr></table>	課・室名	班・担当名	略		デ ジ タ ル 戦 略 課	<u>デジタル社会推進担当、デ ジタルマーケティング担当</u>	広 報 課	広聴担当、広報担当 _____	略		課・室名	班・担当名	県民協働推進課	企画調整担当 _____	文化振興課	略	<u>文化と知の創造拠 点整備室</u>	<u>整備推進担当</u>	略		課・室名	班・担当名	略		自 然 環 境 課	自然公園担当、 <u>野生生物・ 鳥獣対策班</u>	（課、室、班及び担当） 第 9 条 新潟県部局設置条例に定める各部局（以下「各部局」という。）の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。 （1）総合政策部 <table><tr><th>課・室名</th><th>班・担当名</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>デ ジ タ ル 戦 略 課</td><td><u>Society5.0担当</u></td></tr><tr><td>広 報 課</td><td>広聴担当、<u>広報担当、報 道・放送担当</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> （2）略 （3）生活文化スポーツ部 <table><tr><th>課・室名</th><th>班・担当名</th></tr><tr><td>県民協働推進課</td><td>企画調整担当、<u>青少年応援 担当</u></td></tr><tr><td>文化振興課</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> （4）略 （5）環境森林部 <table><tr><th>課・室名</th><th>班・担当名</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>自 然 環 境 課</td><td>自然公園担当、<u>自然保護担 当、野生鳥獣対策班</u></td></tr></table>	課・室名	班・担当名	略		デ ジ タ ル 戦 略 課	<u>Society5.0担当</u>	広 報 課	広聴担当、 <u>広報担当、報 道・放送担当</u>	略		課・室名	班・担当名	県民協働推進課	企画調整担当、 <u>青少年応援 担当</u>	文化振興課	略	略		課・室名	班・担当名	略		自 然 環 境 課	自然公園担当、 <u>自然保護担 当、野生鳥獣対策班</u>
課・室名	班・担当名																																																		
略																																																			
デ ジ タ ル 戦 略 課	<u>デジタル社会推進担当、デ ジタルマーケティング担当</u>																																																		
広 報 課	広聴担当、広報担当 _____																																																		
略																																																			
課・室名	班・担当名																																																		
県民協働推進課	企画調整担当 _____																																																		
文化振興課	略																																																		
<u>文化と知の創造拠 点整備室</u>	<u>整備推進担当</u>																																																		
略																																																			
課・室名	班・担当名																																																		
略																																																			
自 然 環 境 課	自然公園担当、 <u>野生生物・ 鳥獣対策班</u>																																																		
課・室名	班・担当名																																																		
略																																																			
デ ジ タ ル 戦 略 課	<u>Society5.0担当</u>																																																		
広 報 課	広聴担当、 <u>広報担当、報 道・放送担当</u>																																																		
略																																																			
課・室名	班・担当名																																																		
県民協働推進課	企画調整担当、 <u>青少年応援 担当</u>																																																		
文化振興課	略																																																		
略																																																			
課・室名	班・担当名																																																		
略																																																			
自 然 環 境 課	自然公園担当、 <u>自然保護担 当、野生鳥獣対策班</u>																																																		

略	
(6)・(7) 略	
(8) 県土整備部	
課・室名	班・担当名
略	
建 築 営 繕 課	事業管理担当、企画営繕担当、大型工事担当、建築第一担当、建築第二担当、建築第三担当 _____
建 築 指 導 課	企画指導担当、防災耐震担当、審査指導第一担当、審査指導第二担当
略	

(9) 略

2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課名	室名
総 合 政 策 課	略
広 報 課	プロモーション戦略室、県民プラザ室
略	
県民協働推進課	青少年応援室、協働・多文化共生室
略	

(会計局)

第10条 会計事務その他の事務を処理させるため、会計局を置き、会計局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課の下に同表の右欄に掲げる室及び担当を置く。

課名	室・担当名
会 計 管 理 課	総務企画担当、業務改革担当、会計管理担当、 <u>審査指導担当</u> _____、物品調達室

(分掌事務)

第11条 第 9 条第 1 項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課 略

デジタル戦略課

(1)～(3) 略

(4) 栃木県デジタル社会形成推進条例の施行に関すること。

広報課

(1)～(3) 略

(4) 地域資源のブランド化の推進に係る企画及び総合調整に関すること。

略	
(6)・(7) 略	
(8) 県土整備部	
課・室名	班・担当名
略	
建 築 課	事業管理担当、企画営繕担当、大型工事担当、建築第一担当、建築第二担当、 <u>建築第三担当、耐震推進担当、建築指導班</u>
略	

(9) 略

2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課名	室名
総 合 政 策 課	略
デジタル戦略課	<u>ブランディング推進室</u>
広 報 課	_____ 県民プラザ室
略	
県民協働推進課	_____ 協働・多文化共生室
略	

(会計局)

第10条 会計事務その他の事務を処理させるため、会計局を置き、会計局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課の下に同表の右欄に掲げる室及び担当を置く。

課名	室・担当名
会 計 管 理 課	総務企画担当、業務改革担当、会計管理担当、 <u>審査指導第一担当、審査指導第二担当</u> 、物品調達室

(分掌事務)

第11条 第 9 条第 1 項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課 略

デジタル戦略課

(1)～(3) 略

(4) 地域資源のブランド化の推進に係る企画及び総合調整に関すること。

広報課

(1)～(3) 略

(5) 略

市町村課・地域振興課 略
 経営管理部 略
 生活文化スポーツ部
 県民協働推進課・文化振興課 略
文化と知の創造拠点整備室

(1) 文化と知の創造拠点の整備に関すること。

スポーツ振興課

(1)～(10) 略

(11) 栃木県立県南体育館及び栃木県立県北体育館に関すること。

(12)～(20) 略

くらし安全安心課～統計課 略

保健福祉部

保健福祉課～障害福祉課 略

こども政策課

(1)～(26) 略

(27) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に関すること。

(28) 略

医薬・生活衛生課

(1)～(38) 略

(39) 大麻草の栽培の規制に関する法律の施行に関すること。

(40)～(47) 略

国保医療課・指導監査課 略

環境森林部

環境森林政策課～自然環境課 略

資源循環推進課

(1)～(5) 略

(6) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例の施行に関すること。

(7)～(13) 略

(14) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（規制区域の指定、許可等に関する事務を除く。）。

(15)・(16) 略

林業木材産業課・森林整備課 略

産業労働観光部

産業政策課・工業振興課 略

経営支援課

(1)～(7) 略

(8) 物資の流通の効率化に関する法律の施行に関すること（中小企業の流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）。

(9)～(20) 略

国際経済課～労働政策課 略

農政部 略

県土整備部

監理課～上下水道課 略

(4) 略

市町村課・地域振興課 略
 経営管理部 略
 生活文化スポーツ部
 県民協働推進課・文化振興課 略

スポーツ振興課

(1)～(10) 略

(11) 栃木県体育館、栃木県立県南体育館及び栃木県立県北体育館に関すること。

(12)～(20) 略

くらし安全安心課～統計課 略

保健福祉部

保健福祉課～障害福祉課 略

こども政策課

(1)～(26) 略

(27) 略

医薬・生活衛生課

(1)～(38) 略

(39) 大麻取締法の施行に関すること。

(40)～(47) 略

国保医療課・指導監査課 略

環境森林部

環境森林政策課～自然環境課 略

資源循環推進課

(1)～(5) 略

(6) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の施行に関すること。

(7)～(13) 略

(14)・(15) 略

林業木材産業課・森林整備課 略

産業労働観光部

産業政策課・工業振興課 略

経営支援課

(1)～(7) 略

(8) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に関すること（中小企業流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）。

(9)～(20) 略

国際経済課～労働政策課 略

農政部 略

県土整備部

監理課～上下水道課 略

都市政策課

(1)～(10) 略

(11) 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地に関するこ
と。

(12)～(18) 略

都市整備課 略

建築営繕課

(1)・(2) 略

都市政策課

(1)～(10) 略

(11) 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地認定事務に関するこ
と。

(12)～(18) 略

都市整備課 略

建築課(1) 建築基準法の施行に関すること。(2) 建築土法の施行に関すること。(3) 栃木県建築基準条例の施行に関すること。(4) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の施行
に関すること（公共的施設に係る建築物の届出
等に関するものに限る。）。(5) 建築動態統計調査に関すること。

(6)・(7) 略

(8) 都市再開発法の施行（都市計画施設の整備を
伴うものを除く。）に関すること。(9) 租税特別措置法の規定による譲渡所得の課税
の繰延べに係る特定民間再開発事業認定事務及
び地区外転出事情認定事務に関すること。(10) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の
施行に関すること（特定行政庁の事務に限
る。）。(11) 浄化槽法の施行に関すること（特定行政庁
の事務に限る。）。(12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律（建築物及び建築設備に関する規
定に限る。）の施行に関すること。(13) 栃木県都市計画区域以外の区域内の建築物
に係る制限に関する条例の施行に関すること。(14) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施
行に関すること。(15) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関
する法律の施行に関すること。(16) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行
に関すること（低炭素建築物新築等計画の認定
に関することに限る。）。(17) マンションの建替え等の円滑化に関する法
律の施行に関すること（特定行政庁の事務に限
る。）。(18) 震災建築物応急危険度判定制度の施行に関
すること。(19) 被災宅地危険度判定制度の施行に関するこ
と。(20) 危険住宅の移転に係る事業に関すること。(21) 建築物の安全性に係る指導に関すること。(22) ひとにやさしいまちづくりに係る事業に関
すること。(23) 都市の再生に係る事業に関すること。(24) 住宅市街地整備に係る事業に関すること。(25) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する

- (3) 建築工事の歩掛及び単価の調整に関するこ
と。
- (4) 建築工事の設計積算に関すること。
- (5) ・ (6) 略
- (7) 県有建築物の小破修繕及び小規模工事の施行
に関すること。
- (8) 建築工事の総合的な情報化の推進に関するこ
と。
- (9) 県有建築物の建築工事に係る一部業務依頼事
務の執行に関すること。
- (10) その他建築営繕に関すること。
建築指導課
- (1) 建築基準法の施行に関すること。
- (2) 建築士法の施行に関すること。
- (3) 栃木県建築基準条例の施行に関すること。
- (4) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の施行
に関すること（公共的施設に係る建築物の届出
等に関するものに限る。）。
- (5) 建築動態統計調査に関すること。
- (6) 都市再開発法の施行（都市計画施設の整備を
伴うものを除く。）に関すること。
- (7) 租税特別措置法の規定による譲渡所得の課税
の繰延べに係る特定民間再開発事業認定事務及
び地区外転出事情認定事務に関すること。
- (8) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施
行に関すること。
- (9) 浄化槽法の施行に関すること（特定行政庁の
事務に限る。）。
- (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進
に関する法律（建築物及び建築設備に関する規
定に限る。）の施行に関すること。
- (11) 栃木県都市計画区域以外の区域内の建築物
に係る制限に関する条例の施行に関すること。
- (12) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施
行に関すること。
- (13) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関
する法律の施行に関すること。
- (14) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行
に関すること（低炭素建築物新築等計画の認定
に関することに限る。）。
- (15) マンションの建替え等の円滑化に関する法
律の施行に関すること（特定行政庁の事務に限
る。）。
- (16) 震災建築物応急危険度判定制度の施行に関
すること。
- (17) 被災宅地危険度判定制度の施行に関するこ
と。
- (18) 危険住宅の移転に係る事業に関すること。
- (19) 建築物の安全性に係る指導に関すること。
- (20) ひとにやさしいまちづくりに係る事業に関

法律の施行に関すること（特定建設資材の分別
解体等に関するものに限る。）。

(26) ・ (27) 略

(28) その他建築に関すること。

すること。

(21) 都市の再生に係る事業に関すること。

(22) 住宅市街地整備に係る事業に関すること。

(23) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（特定建設資材の分別解体等に関するものに限る。）。

(24) 栃木県景観条例の施行に関すること（技術に関するものに限る。）。

(25) その他建築指導に関すること。

住宅課

(1)～(4) 略

(5)～(15) 略

(16) 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重課制度等に係る優良住宅に関すること。

(17)～(26) 略

用地課 略

危機管理防災局 略

会計局

会計管理課

(1)～(4) 略

(5) 基金（会計管理課が一括して運用するものに限る。）の運用に関すること。

(6)～(27) 略

2・3 略

（県税事務所）

第19条 略

2 略

3 栃木県行政機関設置条例第2条第1項の規定により設置された県税事務所のうち、栃木県鹿沼県税事務所、栃木県真岡県税事務所、栃木県栃木県税事務所、栃木県矢板県税事務所、栃木県大田原県税事務所及び栃木県安足県税事務所（以下この条において「鹿沼県税事務所等」という。）に、管理課、課税課及び収税課並びに不動産評価・軽油担当（栃木県栃木県税事務所に限る。）を置く。

4 鹿沼県税事務所等の各課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課～収税課 略

不動産評価・軽油担当

(1) 不動産取得税等に係る課税標準の調査に関すること（課税課の所掌するものを除く。）。

(2)～(7) 略

（健康福祉センター）

第20条 略

住宅課

(1)～(4) 略

(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること（特定行政庁の事務を除く。）。

(6)～(16) 略

(17) 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重課制度等に係る優良住宅認定事務に関すること。

(18)～(27) 略

用地課 略

危機管理防災局 略

会計局

会計管理課

(1)～(4) 略

(5)～(26) 略

2・3 略

（県税事務所）

第19条 略

2 略

3 栃木県行政機関設置条例第2条第1項の規定により設置された県税事務所のうち、栃木県鹿沼県税事務所、栃木県真岡県税事務所、栃木県栃木県税事務所、栃木県矢板県税事務所、栃木県大田原県税事務所及び栃木県安足県税事務所（以下この条において「鹿沼県税事務所等」という。）に、管理課、課税課及び収税課並びに軽油引取税調査担当（栃木県栃木県税事務所に限る。）を置く。

4 鹿沼県税事務所等の各課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課～収税課 略

軽油引取税調査担当

(1)～(6) 略

（健康福祉センター）

第20条 略

2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務福祉部
総務企画課 略
生活福祉課

(1) 略

(2) 生活困窮者自立支援法の規定による生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業に関すること。

地域保健部 略

3～7 略

(環境森林事務所)

第22条の2 略

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境部
環境企画課 略
環境対策課

(1)～(13) 略

(14) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（規制区域の指定、許可等に関する事務を除く。）。

(15) 略

森林部 略

(環境管理事務所)

第22条の3 栃木県行政機関設置条例第10条の規定により設置された環境管理事務所に環境対策課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策課

(1)～(16) 略

(17) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（規制区域の指定、許可等に関する事務を除く。）。

(18)～(23) 略

(土木事務所)

第33条 栃木県行政機関設置条例第16条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、改良復旧部（栃木県栃木土木事務所に限る。）、保全部（栃木県安足土木事務所にあっては、保全第一部及び保全第二部）、ダム管理部（栃木県矢板土木事務所に限る。）及び公園管理部（栃木県宇都宮土木事務所に限る。）

を置き、管理部に総務課を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事

2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務福祉部
総務企画課 略
生活福祉課

(1) 略

(2) 生活困窮者自立支援法の規定による生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計相談支援事業及び生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関すること。

地域保健部 略

3～7 略

(環境森林事務所)

第22条の2 略

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境部
環境企画課 略
環境対策課

(1)～(13) 略

(14) 略

森林部 略

(環境管理事務所)

第22条の3 栃木県行政機関設置条例第10条の規定により設置された環境管理事務所に環境対策課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策課

(1)～(16) 略

(17)～(22) 略

(土木事務所)

第33条 栃木県行政機関設置条例第16条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、改良復旧部（栃木県栃木土木事務所に限る。）、保全部（栃木県安足土木事務所にあっては、保全第一部及び保全第二部）、ダム管理部（栃木県矢板土木事務所に限る。）公園管理部（栃木県宇都宮土木事務所に限る。）及び建築指導担当（栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。）を置き、管理部に総務課を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事

務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を、栃木県栃木土木事務所の改良復旧部に改良復旧課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を、栃木県宇都宮土木事務所の公園管理部に公園管理課を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部～改良復旧部 略

保全部

(1)～(10) 略

(11) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（規制区域の指定、許可等に関する事務に限る。）。

(12)～(15) 略

ダム管理部・公園管理部 略

務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を、栃木県栃木土木事務所の改良復旧部に改良復旧課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を、栃木県宇都宮土木事務所の公園管理部に公園管理課を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部～改良復旧部 略

保全部

(1)～(10) 略

(11) 宅地造成等規制法の施行に関すること。

(12)～(15) 略

ダム管理部・公園管理部 略

建築指導担当

(1) 建築基準法の施行に関すること。

(2) 建築土法の施行に関すること。

(3) 宅地建物取引士資格試験及び宅地建物取引業者の指導に関すること。

(4) 建築動態統計調査に関すること。

(5) 県営住宅の維持管理に関すること。

(6) 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に係る設計審査及び現場審査に関すること。

(7) 公営住宅の建設の指導に関すること。

(8) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること。

(9) 浄化槽法の施行に関すること（特定行政庁の事務に限る。）。

(10) 栃木県建築基準条例の施行に関すること。

(11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（建築物及び建築設備に関する規定に限る。）の施行に関すること。

(12) 栃木県都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限に関する条例の施行に関すること。

(13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。

(14) 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関すること（公共の施設のうち建築物の届出等に関することに限る。）。

(15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（特定建設資材の分別解体等の届出に関するものに限る。）。

(附属機関) 第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。 <table><tr><th colspan="2">主管部局課室</th><th>附属機関</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">農政部</td><td>農政課</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">県土整備部</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>建築指導課</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>			主管部局課室		附属機関	略			農政部	農政課	略	略	略	県土整備部	略	略	建築指導課	略	略	略	略		
主管部局課室		附属機関																					
略																							
農政部	農政課	略																					
	略	略																					
県土整備部	略	略																					
	建築指導課	略																					
	略	略																					
略																							
(16) エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関すること（建築物に関するものに限る。）。 (17) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関すること（低炭素建築物新築等計画の認定に関する規定に限る。）。 (18) ひとにやさしいまちづくりに係る事業に関すること。 (19) 住宅市街地整備に係る事業に関すること。 (20) 栃木県景観条例の施行に関すること（技術に関するものに限る。）。 3 前項の表保全部の部第9号及び第15号並びに建築指導担当の部に掲げる事務（第5号に掲げる事務を除く。）のうち、那須烏山市、塩谷郡高根沢町及び那須郡那珂川町の区域に係るものについては栃木県宇都宮土木事務所において、矢板市、さくら市及び塩谷郡塩谷町の区域に係るものについては栃木県大田原土木事務所において行うものとする。 (附属機関) 第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。 <table><tr><th colspan="2">主管部局課室</th><th>附属機関</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">農政部</td><td>農政課</td><td>略</td></tr><tr><td>経済流通課</td><td>栃木県卸売市場審議会</td></tr><tr><td rowspan="3">県土整備部</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>建築課</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>			主管部局課室		附属機関	略			農政部	農政課	略	経済流通課	栃木県卸売市場審議会	県土整備部	略	略	建築課	略	略	略	略		
主管部局課室		附属機関																					
略																							
農政部	農政課	略																					
	経済流通課	栃木県卸売市場審議会																					
県土整備部	略	略																					
	建築課	略																					
	略	略																					
略																							

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(人事課)